

「豊前市物価高騰対策エール券事業」事業要領

【趣旨】物価高騰等に直面する市民及び事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「ぶぜんお買い物エール券（以下、エール券）」を対象世帯に配布することにより、地域経済の活性化の推進と物価高騰対策を行うことを目的とする。

【事業主体】 豊前市

【事業概要】

- ①本事業の対象となる世帯主へ豊前市よりエール券を配布する。
- ②参加店は、対象者がエール券を買物で使用した後、換金期限までにエール券の換金を市役所商工観光課にて行う。

【交付対象】 豊前市民（令和8年2月1日時点の住民登録者）

【配布内容】 1人あたり 10,000 円（1,000 円券×10 枚）

【利用期間】 エール券到着後～令和8年5月31日まで

【スケジュール】 令和8年2月24日	参加店一次締切（以後隨時募集）
令和8年2月28日（予定）	参加店へ必要資料送付
令和8年3月10日（予定）	対象世帯へエール券送付開始
令和8年5月31日	エール券使用期限
令和8年6月10日【厳守】	参加店エール券換金受付終了

【エール券の内容】

名称	ぶぜんお買い物エール券
体裁	1,000 円券が 10 枚つづりの冊子
使用期間	エール券到着後から令和8年5月31日まで
発行総額	230,000,000 円（予算）
発行冊数	23,000 冊（予算）

【エール券使用方法】 参加店で現金と同様に使用できる。但し、つり銭の支払いはしない。

【エール券使用の制限】 公序良俗に反するものへの支払い、タバコ等、金券類、公共料金・税金、金融商品・保険等、医療関連費、ギャンブル等には使用できません。
その他については、各参加店で設定する。

【参加店】 豊前市内に事業所を置く事業者であり、小売業、飲食業、サービス業等を営むもので、豊前市が認めた事業者であること。また、本事業の目的に賛同し、事業要領等を理解のうえ、登録申込を行い、受理されたもの。

【参加店登録料】無料

【参加店の遵守事項】

- ①参加店は、消費者がエール券で物品を購入し、又はサービスを受けようとした時は、現金同様に扱うものとし、正当な理由無しにエール券の受領を拒んではならない。
- ②エール券で代金を受領の際、つり銭が発生してもそれを支払わない。
- ③参加店であることが消費者にわかるように、店頭の見やすい場所に参加店表示を掲出すること。
- ④エール券使用期限を厳守すること。
- ⑤あきらかに偽造されたとわかるエール券の受け取りは拒否すること。なお、この場合は豊前市にその事実を報告すること。
- ⑥本事業の目的に反してエール券の利用を行わないこと。

【事故買物券】エール券を、参加店が紛失、盗難、偽造、その他の事故が発生したときは、参加店の責任となり、発行者はその責任を負いかねる。尚、事故券が使用される可能性がある場合、豊前市と参加店で連携し、使用を防止する。

【換金手続き】

- 換金方法 指定口座への振り込み（振込手数料は市負担）
○換金期間 令和8年3月10日から令和8年6月10日まで
○換金請求 参加店は、消費者より受け取ったエール券裏面の「取扱参加店欄」に押印し、事前にエール券の枚数と金額を確認の上、換金請求書のすべての項目に記入し、豊前市へ請求するものとする。
○換金精算 豊前市は、参加店より提出されたエール券の合計額面金額を、参加店が登録時に申請した金融機関の口座に振り込むものとする。

第1回換金受付締切：3月18日	第1回換金振込：3月31日
第2回換金受付締切：4月2日	第2回換金振込：4月14日
第3回換金受付締切：4月16日	第3回換金振込：4月28日
第4回換金受付締切：4月24日	第4回換金振込：5月12日
第5回換金受付締切：5月14日	第5回換金振込：5月26日
第6回換金受付締切：5月28日	第6回換金振込：6月9日
第7回換金受付締切：6月10日	第7回換金振込：6月23日

※使用期間中は、お客様から受け取ったエール券を他の取扱参加店で使用することもできます。
但し、その場合はエール券裏面の取扱参加店の欄には記入なさらないようお願いします。

【登録の取り消し】

参加店が、本要領に違反する行為を行った場合、豊前市は当該参加店登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は当該参加店に対し損害賠償請求ができるものとする。

【ご連絡・お問合せ先】

豊前市役所産業建設部商工観光課商業活性係

〒828-8501 豊前市大字吉木 955

TEL 0979-82-8078 (受付時間 9:00~17:00)